

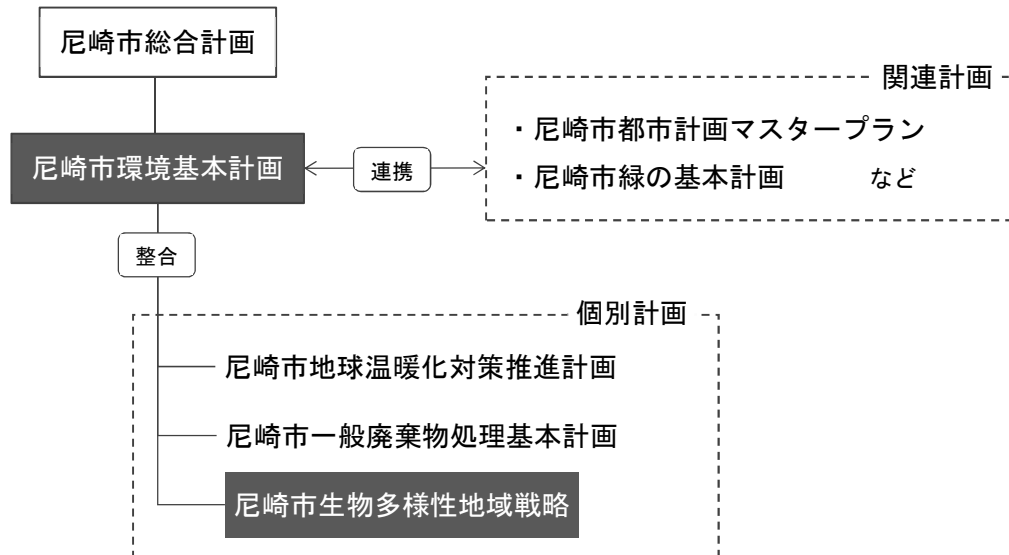
尼崎市環境基本計画の改定・尼崎市生物多様性地域戦略の策定について

はじめに

- ・ 尼崎市環境基本計画（以下「計画」という。）は尼崎市の環境をまもる条例に基づき、「良好な環境の確保に資する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として策定するもので、現行計画は平成 25 年度に策定されており、令和 5 年度で計画期間を終了することから新たな計画として改定します。
- ・ 尼崎市生物多様性地域戦略（以下「戦略」という。）は生物多様性基本法に基づき、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」として、新たに策定します。
- ・ 計画の改定・戦略の策定については令和 4・5 年度の 2 か年で行います。

1 位置付け

- ・ 計画は、尼崎市における最上位計画である尼崎市総合計画における「ありたいまち」を環境面から実現することを目的としており、戦略は、計画に基づく個別計画として、自然や生態系などに関する施策に取り組むうえでの具体的な取組などを示すものとします。
- ・ 計画の改定・戦略の策定については、庁内における関連計画や国・兵庫県における上位計画とも連携・整合を図ることとします。



2 計画期間

- ・ 計画・戦略ともに令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の改定・戦略の策定にあたっての基本的事項

(1) 計画の改定の視点

- ・現行計画の策定以降において、SDGs の達成や脱炭素社会の実現といった新たな動きが生じており、次期計画についてはこれらの国際的な動向にも対応するとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動・日常生活によって地球環境が限界に達しつつあることを認識したうえで環境政策を検討していく必要があります、主に次の視点を踏まえて検討を行うこととします。

ア 生存基盤としての環境の認識（環境・資源制約の認識）

- ・経済発展により生活は豊かで便利となった一方で、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあるほか、資源の枯渇・不足といった問題も顕在化しています。これまでの可能な限り環境汚染・負荷を低減するという考え方で環境施策を講じるのではなく、環境・資源には限界があることを前提として、成熟した社会を目指します。

イ バックキャストの視点

- ・環境汚染・負荷の低減に関する施策を漫然と示すのではなく、目標を明確に示し、目標を達成するために必要な道筋となるよう施策を示すとともに、これらの進捗を管理できるような指標についても検討します。

ウ 経済のグリーン化

- ・脱炭素社会の実現や循環経済（サーキュラーエコノミー）※1への移行、SDGs の達成といった動きが促進されるよう ESG 投資※2を意識した施策を検討するほか、市民においてもエンシカル消費※3を普及させるなど経済活動全般が環境に配慮されたものとしていきます。

※1 資源の効率的な利用によって付加価値を生み出すような経済

※2 財務情報だけでなく環境・社会・企業統治の要素を考慮した投資

※3 人・社会・地域・環境に配慮した消費行動

エ 環境・社会・経済の課題の統合的な解決（SDGs の達成）

- ・環境問題は社会経済活動と密接に関係していることから、個別の課題を解決するための施策だけでなく、環境・経済・社会における課題を統合的に解決するために横断的な施策を検討していきます。

オ 尼崎市における課題の解決

- ・尼崎市における人口動態には、若年層（20 歳代）が転入超過である一方で、ファミリー世帯（0～4 歳、30 歳代後半）が転出超過という課題があり、バランスの取れた人口の年齢構成を実現するため、ファミリー世帯の定住・転入を促進していく必要があります。
- ・環境配慮型の住宅の普及や自然との触れ合いの機会の創出などの環境施策については、ファミリー世帯の定住・転入や子育てを楽しめる取組にも資するものとして捉えるなど、全市的な課題の解決を意識した環境施策を検討していきます。

(2) 戦略の策定の視点

- ・生物多様性は地球の生物の進化の長い歴史を踏まえて成立しており、人類の生存基盤といえるものですが、世界、または国内では生物多様性の保全に関する取組は行われているものの、その損失は続いているとされています。
- ・尼崎市における市民生活・事業活動についても様々な生物多様性の恩恵のうえに成り立っているもので、無関心でいることはできないことから新たに戦略を策定することとしました。
- ・尼崎市は都市化が進んでおり、生物の生息・生育環境についても人為的な影響を受けているほか、自然に親しむ機会も限られることから、自然に関する感性を育みにくい状況にあると考えられます。そのため戦略については、このような「都市」の特性を踏まえながら次の視点を踏まえながら検討を行うこととします。

ア 過去からの自然環境の保全

- ・河川や河畔林、社寺林など過去から存在している自然については、過去の自然の様子を把握する手がかりになるなど、尼崎市の自然の基本的な要素となるものであり、保全していく必要があります。

イ 既存の緑地・水辺の改善

- ・人間の活動によって維持・管理されている場所として、公園や水辺、田畑などがあり、このような環境についても生物の生息・生育環境として捉えていく必要があります。

ウ 開発時における生物多様性への配慮

- ・自然の少ない尼崎市であっても開発は今後も行われると考えられ、開発が行われる場合にはその場所にある自然的要素を活かすとともに、開発時に設けられる緑地の質を高めていくなどの仕組みを検討します。

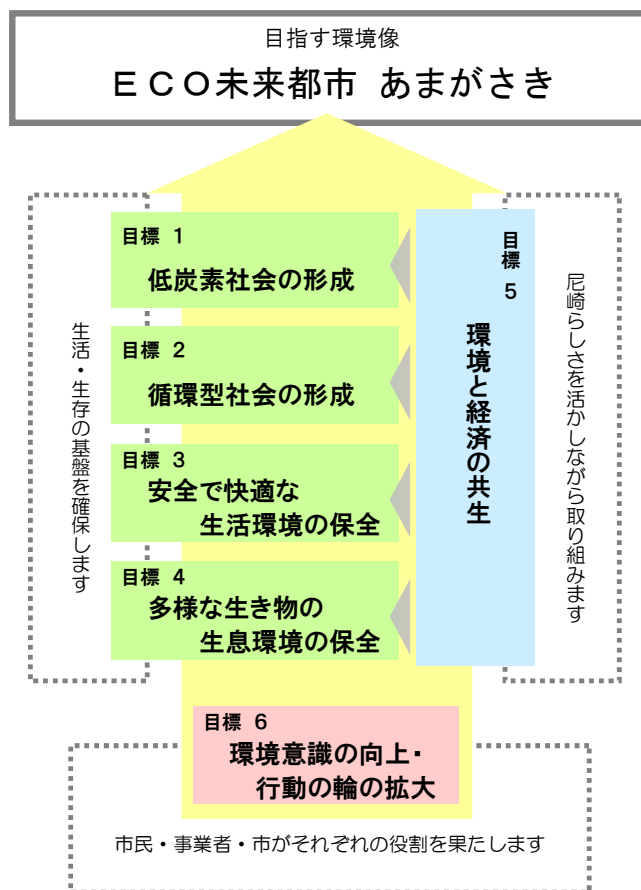
エ 生物多様性の理解の醸成・持続可能な利用

- ・生物多様性を保全する必要性などを認識してもらうために、生物多様性の概念や恩恵をわかりやすく周知・啓発するとともに、恩恵を持続的に享受していくために必要な施策について検討していきます。

4 現行計画の振り返り

(1) 現行計画の概要

- ・環境を「守るべきもの」から生活を豊かにするために「活かすもの」として、「ECO 未来都市 あまがさき」の実現を目指し、3つの視点から6つの目標を定めて取組を行っています。



(2) 振り返りの方法

- ・目標ごとに設定している指標の状況を確認するとともに、計画期間中における主な取組を整理しました。
- ※ 現行計画では、定量的に状況を把握することが可能である目標1～3については指標を設定（以下「計画指標」という。）しており、定量的に状況を把握することが困難である目標4～6については取組状況を把握することとしています。任意で参考となる指標を設定（以下「参考指標」という。）しています。
- ※ 実績の評価については、①指標値を達成しているかどうか、②計画の運用前である平成25年度実績と直近の値である令和2年度実績を比較し、増減率に応じて、改善（増減率が改善方向に10%以上）・維持（増減率が10%未満）・悪化（増減率が悪化方向に10%以上）に区分することで評価することとしています（指標を達成：◎、改善：○、横ばい：△、悪化：×）。

(3) 振り返り結果の概要

- ・いずれの分野の指標においても「達成（◎）」、「改善（○）」または「維持（△）」されている状況で、「悪化（×）」している状況にあるものはなく、全体的に概ね良好な状況といえます。なお、令和元年度以降の実績については、新型コロナウイルス感染症対策として社会経済活動が制限されていることの影響が含まれている可能性があることに留意が必要です。

(3) 目標別の振り返り結果

目標 1 低炭素社会の形成

①現状

- ・二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。
- ・二酸化炭素排出量の約半分を占める産業部門における削減が大きく寄与しています。
- ・平成 28 年度以降の電力排出係数の低下により電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の減少が進んでいます。

計画指標	令和 2 年度における二酸化炭素排出量を 3,340 kt-CO ₂ 以下にする。
------	--

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	増減率	評価
二酸化炭素排出量	3,502	3,199	3,097	3,188	2,958	2,571	2,449	2,494	-28.8%	◎
産業部門	1,825	1,532	1,517	1,623	1,459	1,303	1,264	1,154	-36.8%	○
業務その他部門	607	619	583	614	548	419	358	377	-37.8%	○
家庭部門	605	584	532	487	488	386	383	522	-13.8%	○
運輸部門	408	406	404	406	402	399	379	380	-6.9%	△
その他廃棄物部門	57	59	61	59	61	64	66	61	+7.5%	△

(単位：kt-CO₂)

※ R2 実績は速報値。

※ 塗りつぶしは計画指標を達成していることを示す。

※ 令和 3 年度に見直しを行った尼崎市地球温暖化対策推進計画では、令和 12 年度における二酸化炭素排出量を 1,737 kt-CO₂ 以下にすることが削減目標として設定されている。

②主な取組

- ・令和 3 年 6 月に尼崎市気候非常事態行動宣言を表明し、2050 年までに脱炭素社会を実現するために、2030 年までに CO₂ 排出量を半減（2013 年比）させることなどを宣言しました。
- ・家庭で使用するエネルギーを「創り」、「蓄え」、「整える（管理・調整）」ことのできる戸建住宅を尼崎版スマートハウスとして普及させたほか、各戸にエネルギーの使用状況を管理するシステム（HEMS）を導入するとともに SDGs の達成にも寄与する集合住宅を尼崎版 SDGs スマートマンションとして認定しました。また、今年度からは近隣自治体と協力して太陽光発電設備と蓄電池の共同購入を始めています。
- ・クリーンセンターにおいて廃棄物を焼却する際に発生する廃熱を利用した発電により得られた電気を CO₂ フリー電気として市内事業者に供給し、脱炭素経営を支援しています。
- ・経済的インセンティブによる環境配慮行動を促していくため、地域通貨ポイントを活用して省エネ家電への買い替えなどを促進しました。

目標 2 循環型社会の形成

①現状

- ・焼却対象ごみ量は減少傾向にあります。
- ・平成 25 年度から燃やすごみに含まれているリサイクルできる紙類の分別の強化を図るため、「燃やすごみの日」を週 3 回から週 2 回に減らし、「紙類・衣類の日」を月 2 回から週 1 回に増やしたことで、紙類のリサイクルが進み、焼却対象ごみ量の減少につながっています。
- ・平成 30 年台風第 21 号による災害廃棄物の発生による一時的な増加、令和 2 年度以降の新型コロナウイルス感染症対策により在宅勤務・自宅待機による家庭系ごみが増加、社会経済活動の制限による事業系ごみが減少しています。

計画指標	令和 2 年度における焼却対象ごみ量を 136,000 t 以下にします。
------	---------------------------------------

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	増減率	評価
焼却対象ごみ量	141,043	138,217	137,473	135,525	134,598	136,907	134,041	130,463	-7.5%	◎
家庭系ごみ量	91,490	89,603	88,961	86,468	86,747	88,474	87,744	88,604	-3.2%	△
事業系ごみ量	53,163	52,371	52,432	53,268	52,835	53,750	51,133	46,626	-12.3%	○
1 人・1 日あたりの燃やすごみ量 (g/人・日)	488	483	471	458	461	462	457	452	-7.4%	△

(単位：t)

※ 塗りつぶしは計画指標を達成していることを示す。

※ 令和 2 年度に策定を行った尼崎市一般廃棄物処理基本計画では、令和 12 年度における焼却対象ごみ量を 119,501 t 以下にすることが主要目標として設定されている。

②主な取組

- ・焼却対象ごみ量の削減に向け、分別区分に応じた廃棄物の排出を義務化するために尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正を行いました。
- ・食品ロスを削減するために各家庭において期限切れや食べ残しにより廃棄した食品を日記形式で記録することで食品ロスを「見える化」する「食品ロスダイアリー」の普及を図りました。
- ・ごみ出しをサポートするため、スマートフォンのアプリを活用して出し忘れ防止アラート、ごみの種類ごとの出し方・料金などの情報を提供しているほか、インターネットによる大型ごみなどの受付を開始しました。

目標3 安全で快適な生活環境の保全

①現状

- ・環境基準の達成率は改善傾向、または高い水準で維持されています。
- ・改善がみられたものとしては、大気における微小粒子状物質や新幹線に関する騒音などがあります。一方で、尼崎港が閉鎖系海域であるといった特徴から海域に関する水質については、水素イオン濃度・全窒素・全磷といった項目で過去から改善がみられていません。

計画指標	令和5年度における環境基準の達成率を100%にする。
------	----------------------------

※ 達成率(%) = 環境基準を達成した測定局・地点数 / 全測定局・地点数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	増減率	評価
大気	87.7	87.7	89.2	95.4	93.8	95.4	95.4	95.6	+9.0%	○
河川・海域(水質)	95.1	96.6	97.6	97.1	97.9	97.9	97.6	97.1	+2.1%	○
地下水(水質)	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.5	99.5	99.5	+0.5%	○
自動車(騒音)	97.2	97.4	97.9	98.2	98.4	98.6	98.3	98.2	+1.0%	○
航空機(騒音)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	◎
騒音(新幹線)	79.2	79.2	83.3	91.7	91.7	95.8	95.8	100.0	+26.3%	◎
ダイオキシン	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	◎

※ 塗りつぶしは計画指標を達成していることを示す。

②主な取組

- ・環境関連法令等に基づく指導や立入検査により事業活動に伴う環境汚染の未然防止や生活環境の保全に努めています。
- ・アスベスト含有建材の見落としによる建築物の解体に伴うアスベストの飛散を防ぐため把握した全ての解体工事現場への立入検査を行っています。また、災害時にアスベストが飛散するおそれのある被災建築物について速やかに調査を行えるよう環境測定分析事業者を会員とする団体と技術者の派遣に関する協定を締結しました。
- ・公害の歴史を後世に継承していくために、あまがさき環境オープンカレッジと協力して当時の様子についてロールプレイング形式で学べるプログラム(KOGAI QUEST)を開発し、実施しています。

目標 4 多様な生き物の生息（生育）環境の保全

①現状

- ・各指標の状況は概ね良好な状況にあります。
- ・生産緑地や工場緑地などについては減少していますが、都市公園や開発事業緑地については増加しており、緑の面積は全体的に横ばいとなっています。
- ・河川における水生生物の生育・生息環境に関する環境基準については達成している状況が継続しています。
- ・生き物に関する講座・イベントについては一定数が確保（月 3 回以上）されているほか、身近な自然・生き物を大切にしている市民の割合は 6 割を超える状況が維持されています。

参考指標	生き物の生息・生育環境や市民の生物多様性への関心・理解を向上・維持する。
------	--------------------------------------

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	増減率	評価	
生息・生育環境	緑の面積 (ha)	445.5	453.2	451.7	448.7	447.9	450.4	450.7	450.6	+1.1%	△	
	ブラックリスト種（兵庫県）の使用（件）	市有施設	—	—	0	0	0	0	0	0	±0.0%	○
		民有施設	—	—	0	0	0	0	0	0	±0.0%	○
	環境基準の達成状況（%）	BOD	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	○
		DO	66.7	100.0	100.0	88.9	100.0	100.0	100.0	100.0	+49.9%	○
		Zn	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	+100.0%	○
NP		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	○	
LAS		—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	○	
関心・理解	生き物に関する講座・イベントの実施回数（回）	—	—	—	26	46	49	37	39	+50.0%	○	
	身近な自然・生き物を大切にしている市民の割合（%）	61.0	44.2	64.5	66.0	66.0	64.4	62.6	64.4	+5.6%	△	
	市民農園の面積（m ² ）	19,672	19,672	19,672	19,672	19,819	21,270	22,159	22,159	+12.6%	○	

※ 指標については H28 に設定を行っており、過去に遡って実績を把握できたものについては表中に示している。「—」はデータがない、把握が行われていないことを示す。

※ 増減率は最も過去の実績と直近の値である令和 2 年度実績を比較し、増減率を算出している。

②主な取組

- ・市民団体と協力して尼崎市農業公園においてヒメボタル（兵庫県レッドリスト（昆虫類）：要注意）の幼虫調査や成虫の観察会、生息環境の保全活動を行っているほか、猪名川自然林（兵庫県レッドリスト（植物群落）：C ランク）では、本来の姿を保存していくための自然林の再生実験を行っています。
- ・生物多様性の保全・創出に関する取組を進めていくためには、緑地・水辺を管理している部署の理解が欠かせないため、関係する部署と情報交換を行いながら、市の事務・事業における生物多様性への配慮事項を「尼崎市生物多様性保全・創出ガイドライン」として取りまとめました。

目標 5 環境と経済の共生

①現状

- ・産業部門における二酸化炭素排出量の低減と製造品出荷額の増加が両立している状況にあり、両者にはデカップリングの傾向がみられています。

参考指標	製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量を低下させる。
------	---------------------------

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	増減率	評価
製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂ /百万円)	1,388	1,165	1,127	1,178	1,071	953	872	790	-43.1%	○
製造品出荷額 (億円)	13,152	13,144	13,460	13,776	13,620	13,682	14,498	14,613	+11.1%	-
二酸化炭素排出量 (産業部門) (kt-CO ₂)	1,825	1,532	1,517	1,623	1,459	1,303	1,264	1,154	-36.8%	-

※ 製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量、二酸化炭素排出量 (産業部門) の R2 実績は速報値。

※ 製造品出荷額の H27 実績は統計値がなかったことから H26 と H28 の平均値としている。

※ 令和 3 年度に見直しを行った尼崎市地球温暖化対策推進計画では、令和 12 年度における製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量を 702 kt-CO₂/百万円以下にすることが産業部門に関する指標として設定されている。

②主な取組

- ・環境経営を推進するために、エコアクション 21 の認証を受けられるよう講習会を開催したほか、今年度から事業者の脱炭素経営を推進するために省エネ診断から省エネ設備・再エネ設備の導入までを一貫して支援するための補助制度を設けています。
- ・市内加盟店などで利用できる尼崎市独自の電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用して省エネ家電への買い替えなどの環境配慮行動を促進しています。
- ・環境に配慮した取組を行っている事業者や市内の環境関連施設などを学ぶためにあまがさき環境オープンカレッジと協力して社会見学（あまがさきお仕事たんけん隊）を実施しました。

目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

①現状

- ・新型コロナウイルス感染症対策として環境講座・イベントの開催自粛の影響がない令和元年度以前については、あまがさき環境オープンカレッジを通じて実施された講座・イベント数は週1回以上の頻度で行われていたほか、参加者数も増加傾向にありました。

参考指標	環境学習講座・イベントへの参加者数・イベント数を増加・維持する。
------	----------------------------------

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	増減率	評価
環境講座・イベントの参加者数（人）	757	1,049	2,003	2,160	2,501	2,381	3,142	1,927	+154.6%	○
環境講座・イベント数（講座）	33	50	57	52	56	52	64	39	+18.2%	○

②主な取組

- ・地球温暖化防止やごみ減量などの環境問題について、小学生一人ひとりが自分で考え、行動していくことを促していくために、NPO 法人あまがさき環境オープンカレッジなどの協力を得ながら総合的な学習や社会科、家庭科の授業にも活用できる尼崎市独自の環境教育プログラムを作成しました。
- ・環境活動を実践する担い手を育成するための環境活動初心者講座や市内の環境活動団体のスキルアップや団体同士のネットワークを構築するための環境団体ミーティングを開催しました。また、市内の環境活動団体の取組を支援していくため、講座・イベントの開催に必要な費用の一部を補助しています。
- ・提案型事業委託制度の活用によりあまがさき環境オープンカレッジの事務局業務が NPO 法人に委託（H26～）されたことで、運営の効率化が図られ、環境講座・イベントの開催数が大幅に増加しています。また、これまで特に手薄となっていた公害や生物多様性などに関する講座が実施されるようになりました。

以 上

参考

●尼崎市の環境をまもる条例

平成 12 年条例第 51 号

(環境基本計画の策定)

第 6 条 市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の確保に関する目標及び総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、尼崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 第 3 項から前項までの規定は、環境基本計画の変更について準用する。

●生物多様性基本法

平成 25 年法律第 58 号

(生物多様性地域戦略の策定等)

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生物多様性地域戦略の対象とする区域

二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。